

京都芸術大学大学院学則

第1章 総則

(目的及び使命)

- 第1条 京都芸術大学大学院（以下「本大学院」と云う。）は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い視野に立って精深な学識を授け、芸術文化における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。
- 2 芸術研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。芸術研究科では、人類が直面する課題の克服に向けて、新しい人間観、世界観を芸術と哲学により創造するための方途を探究する。そしてみずからの制作・研究の成果を通じ、良心をもって社会に貢献できる人材を育成する。
- 3 本大学院は前項の目的を達成するために、教育研究活動等の状況についての点検及び評価を行う。

第2章 研究科、学生定員及び修業年限

(大学院の課程)

- 第2条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。
- 2 修士課程は、広い視野に立脚しつつ、個別専門領域のなかにテーマを発見・展開する能力を教授し、芸術諸分野に求められる高度な技術・技法を習得せしめるものとする。
- 3 博士課程は、自己の専門性、専門領域をより普遍的、総合的な観点から意義づける能力を研究教授し、芸術文化の深化発展に貢献し得る、真に創造的で革新的な研究者・制作者を養成するものとする。

(研究科・専攻)

- 第3条 本大学院に芸術研究科を置く。
- 2 芸術研究科に修士課程を置き、芸術専攻及び芸術環境専攻を置く。
- 3 芸術研究科に博士課程を置き、芸術専攻を置く。
- 4 専攻毎の人材養成に関する目的は別表1のとおりとする。

(修業年限及び在学年限)

- 第4条 本大学院の標準修業年限は修士課程2年、博士課程5年とする。
- 2 博士課程は前期2年及び後期3年の課程に区分し、博士前期課程は修士課程として扱う。
- 3 学生は修士課程4年、博士後期課程6年を超えて在学することはできない。
- 4 前項の期間には休学の期間を算入しない。

(学生定員)

- 第4条の2 研究科の専攻及び収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員	
			入学定員	総定員
芸術研究科	芸術専攻（修士課程）	修士	60	120
	芸術環境専攻（修士課程）	修士	180	360
	芸術専攻（博士課程）	博士後期	7	21

第3章 研究科委員会

(研究科委員会)

- 第5条 本大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は学長が任命する者をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科の教育研究に関する事項について、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 その他の研究科委員会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第7条 学年を分けて次の2学期とする。
- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 前項の規定に関わらず、学長が必要と認めるときは、前期および後期の期間を変更することができる。

(休業日)

- 第8条 本学における休業日を次のとおり定める。
- 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 春季休業日 3月21日から3月31日まで
- 夏季休業日 7月31日から9月5日まで
- 冬季休業日 12月25日から翌年1月5日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第5章 教育課程及び履修の方法

(開設授業科目及びその単位数)

- 第9条 本大学院において開設する授業科目、必修及び選択の別並びにその単位数は別表2のとおりとする。

(授業の方法)

- 第10条 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかまたはこれらの併用により行う。
- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修の方法)

第11条 履修の方法については、本学則に定めるもの他別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第12条 学生は毎学年度または毎学期始めに履修する授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

(単位修得の認定)

第13条 各授業科目の履修を修了した者には認定の上、単位を与える。

- 2 単位修得の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(追試験)

第14条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと研究科委員会が認めた者は、追試験を受けることができる。

(学習の評価)

第15条 2024年度入学生までの試験等の評価は、S、A、B、C、D、Fをもって表し、C以上を合格とする。2025年度以降入学生の試験等の評価は、S、A、B、C、D、F、P、NPをもって表し、S、A、B、C、およびPを合格とする。

- 2 2024年度入学生までの成績評価の基準は次のとおりとする。

S	90～100	特に優れている
A	80～89	優れている
B	70～79	標準である
C	60～69	合格と認められる最低限の成績である
D	0～59	不合格
F	—	評価対象外

- 3 2025年度入学生までの成績評価の基準は次のとおりとする。

S	90～100	特に優れている
A	80～89	優れている
B	70～79	標準である
C	60～69	合格と認められる最低限の成績である
D	0～59	不合格
F	—	評価対象外
P		合格基準に達している
NP		合格基準に達していない

(単位の計算方法)

第16条 各授業科目の単位の計算方法は次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実技、実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、修士論文、または博士論文等

の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(他の大学院等における履修)

第17条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に国内外の他の大学院の授業科目を履修させることができる。また他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、必修科目を除き、本大学院における授業科目を履修したものと、研究科委員会の議を経て、15単位を限度として充当することができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項については、別に定める。

(既修得単位の認定)

第18条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が本大学院に入学する以前に大学院において履修した授業科目を、15単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を超えない範囲で本大学院において修得したものと認定することができるものとし、前条2項により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を限度とする。

- 2 前項の規定に関連した修業年限の短縮は行わない。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項については、別に定める。

第6章 入学及び退学、除籍等学籍関係事項

(入学の時期)

第19条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本大学院に入学できる者は、次の一に該当し、かつ本大学院において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 修士課程においては学士の学位を、博士課程においては修士の学位を有する者
- (2) 修士課程においては、外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、博士課程においては、外国において、修士の学位を取得した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 修士課程においては、本大学院が、相当年齢に達し、大学を卒業した者と同等の学力があると認めた者
博士課程においては、修士の学位を有する者と同等の学力があると本大学院が認めた者
- (5) 修士課程においては、専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 博士課程においては、外国の大学において教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力がある

と認められた者

(入学者選抜試験)

- 第21条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の書類等に入学検定料35,000円を添えて提出しなければならない。
- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。
 - 3 前項の規定による手続きを完了した者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学に関する手続き)

- 第22条 前条の選考により、合格と判定された者は、指定の期間内に所定の入学手続きを行わなければならない。
- 2 学長は、前項の規定による手続きを完了した者について、入学を許可する。

(保証人)

- 第23条 入学を許可された者は、保証人を定め、本大学院の指定する期間内に届け出なければならない。
- 2 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。
 - 3 保証人は父母または成年の親族等で、独立の生計を営むものとする。
 - 4 保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届出なければならない。

(二重学籍の禁止)

- 第24条 本学に在籍する者は、学校教育法に定められた他の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、高等学校の専攻科及び外国の大学に同時に在籍することはできない。

(再入学)

- 第25条 願いにより本大学院を退学した者、または第31条3号の事由により除籍された者が、退学または除籍後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の、既に修得した単位の取り扱いについては研究科委員会の議を経て学長が決定する。
 - 3 再入学の場合の入学検定料は35,000円とし、その他必要な手続きは別に定める。

(編入学及び転入学)

- 第26条 他の大学院から本大学院に編入学または転入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。
- 2 前条2項の規定は本条において準用する。
 - 3 編入学および転入学の手続きに関し必要な事項は別に定める。

(休学)

- 第27条 疾病その他やむを得ない事情により6ヶ月以上就学することのできない者は、保証人連署の上、学長に休学

を願い出、その許可を得なければならない。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては引き続きさらに1年まで延長することができる。
- 4 休学期間は通算して2年を超えることができない。
- 5 休学の期間は在学年数に通算しない。
- 6 休学期間中の学納金については別に定める。

(復学)

- 第28条 休学期間満了のときまたは休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

- 第29条 外国の大学院等において学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は修業年限に通算する。
 - 3 留学の期間は半年または1年とし、これを越えることはできない。但し、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続きさらに1年まで延長することができる。
 - 4 留学期間は通算して2年を超えることはできない。
 - 5 留学期間中の学納金は別に定める。

(退学)

- 第30条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(転学)

- 第31条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除籍)

- 第32条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 第4条に規定する在学年限を超えた者
 - (2) 死亡または行方不明の者
 - (3) 期間内に授業料等納付金を納付しなかった者
 - (4) 学生としての身分を維持する要件を欠くに至ったとき
 - (5) その他、学籍を存続させることが適当でないと思われるとき

第7章 入学金、授業料等納付金

(入学金、授業料等納付金)

- 第33条 入学金及び授業料等納付金の額は、別表3のとおりとする。但し、納付金についてはスライド制とし、毎年改定されるものとする。
- 2 入学金は第22条の規定に則り納付しなければならない。
 - 3 授業料等納付金は、毎年これを前期、後期に分けて次の期日までに納入しなければならない。
前期 当年度の5月10日まで

後期 当年度の11月10日まで

- やむを得ない事由のため学費の納付が困難となった者については、願出により納付期限の延長を許可することがある。

(退学時等の場合の授業料等納付金)

第34条 退学もしくは転学した者、退学もしくは停学を命ぜられた者は当該期の授業料等納付金を全額納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等納付金)

第35条 休学時の学納金については別に定める。

(入学検定料、入学金及び授業料等納付金の不還付)

第36条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等納付金は、前条に定める場合を除き、還付しない。

- 第1項の特例は別に定める。

第8章 課程の修了及び学位

(修士課程の修了要件)

第37条 本大学院修士課程を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の研究成果物の審査および試験に合格したときは、学長が修士課程の修了を認定するものとする。

- 前項の規定にかかわらず、特に優れた業績を挙げた者については、別に定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。
- 当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第37条の2 本大学院博士課程を修了するためには、学生は3年以上在学し、次の各号により16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格したときは、学長が博士課程の修了を認定するものとする。

- 講義科目4単位以上
- 研究科目12単位以上
- 前項の規定にかかわらず、特に優れた業績を挙げた者については、別に定めるところにより、特例として2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第38条 前条の規定により修士課程の認定を受けた者には修士(芸術)の学位を、前条の規定により博士課程の認定を受けた者には博士(芸術)の学位をそれぞれ授与する。

ただし、文化創生、芸術文化、歴史遺産研究、芸術環境研究、環境デザインなどの専門領域の研究論文については、修士(学術)、博士(学術)とすることができる。

- 本大学院の博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了しない者であっても、本学学位規程の定めるところにより、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格し、かつ本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

第9章 資格の取得

(教育職員免許状の取得)

第39条 本大学院において高等学校教諭専修免許状【美術(芸術論・芸術史・芸術表現に関わる領域)または地理歴史(歴史遺産研究の領域)】及び中学校教諭専修免許状【美術(芸術論・芸術史・芸術表現に関わる領域)または社会(歴史遺産研究の領域)】を取得しようとする者は、本大学院の課程を修了し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 教育職員免許状の取得については別に定める。

(学芸員資格の取得)

第40条 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定めるところにより、学部において開設する博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。

第10章 科目等履修生及び外国人学生

(科目等履修生)

第41条 本大学院において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで受講を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 受講料は1単位につき20,000円とし、当該科目を受講する当初に一括して納入するものとする。
- 科目等履修生のうち、希望する者には試験の上、単位を与え、成績証明書を交付することができる。
- 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第42条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考の上、入学を許可する。

- 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てその者を表彰する。

(罰則)

第44条 本大学院の学則に違反し、または本大学院の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てその者を懲戒する。

- 前項の懲戒は退学、停学および訓告とする。
- 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者	この学則は、平成27年4月1日から施行する。
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者	
(3) 正当の理由がなくして出席常でない者	附 則 (科目の追加)
(4) 大学院内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があると認められる者	この学則は、平成29年4月1日から施行する。
4 本条の規定により退学処分となった者は在籍期間と同履修成績のみこれを証する。	附 則 (学期期間の変更、成績評価基準の記載、改廃規定の修正、科目の追加)
	この学則は、平成30年4月1日から施行する。
第12章 研究生及び研究センター	
(研究センター)	附 則 (学習の評価、改廃規定の変更)
第45条 本大学院に研究センターを置くことができる。	この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2 研究センターに関して必要な事項は別に定める。	
(研究生)	附 則 (校名変更)
第46条 大学院課程及び第45条で設置する研究センターに研究生を置くことができる。	この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2 研究生に関して必要な事項は別に定める。	附 則 (授業の方法の追加、定型約款の追加、修士課程の修了要件の変更、学位の授与の変更)
	この学則は、令和3年4月1日から施行する。
第13章 通信教育課程	
(通信教育課程)	附 則 (科目の追加)
第47条 本大学院に通信教育課程を置く。	この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2 通信教育課程に関する必要な事項は別に定める。	
第14章 改廃	
(改廃)	附 則 (目的及び使命) (学生定員)
第48条 本学則の改廃については研究科委員会の議を経て学長が行う。	この学則は、令和5年4月1日から施行する。
	附 則 (科目の追加)
	この学則は、令和6年4月1日から施行する。
第15章 定型約款	
(定型約款)	附 則 (研究科・専攻に追記、開設授業科目及びその単位数の別表を変更、他の大学院等における履修及び既修得単位の認定に関する一部変更・追加、入学金および授業料等納付金の期日の変更、修士課程の修了要件及び科目の変更)
第49条 本学則その他諸規則(以下、本約款という。)を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。	この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。	
3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学のホームページに記載し、インターネットによる公開の方法により周知する。	附 則 (履修すべき科目の登録の変更、学習の評価の追加、単位の計算方法の追加、二重学籍禁止の追加、除籍)
	この学則は、令和8年4月1日から施行する。
附 則 (通信教育課程の設置に伴う一部変更)	
この学則は、平成19年4月1日から施行する。	<注意事項>
附 則 (科目の一部追加・変更)	学則第38条は文部科学省への申請事項であるので、2002年度以前の入学者には適用されない。
この学則は、平成22年4月1日から施行する。	
附 則 (収容定員の変更)	
この学則は、平成24年4月1日から施行する。	
附 則 (学費納入期日の変更、入学資格の変更、決裁者の変更、科目の一部追加・変更)	
この学則は、平成25年4月1日から施行する。	
附 則 (修士課程芸術専攻の設置、研究科委員会の一部変更、学籍に関する変更、改廃の追加)	